

国立大学法人岡山大学の保有する個人情報に関する開示請求等の審査基準

〔平成17年3月24日〕
学 長 裁 定

改正 平成19年3月30日

平成22年6月11日

【開示請求】

国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の保有する個人情報について開示請求があったときは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）により、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示する。

1. 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

法第14条第1号：開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報。

【具体例】

- 1) 病院の診療記録のうち、患者の精神状態、病状の進行状態等により開示することで開示請求者の病状等の悪化をもたらすことが予見されている場合は開示しない。
- 2) 職員・学生の健康相談等の記録のうち、開示することで開示請求者の病状等の悪化をもたらすことが予見されている場合は開示しない。
- 3) 開示することにより、本人若しくはその家族が児童虐待を受けるおそれ又は本人が同居する家庭における配偶者からの暴力を受けるおそれがあるとき。その他、本人若しくはその家族の不利益となるおそれがある場合は開示しない。

2. 開示請求者以外の個人に関する情報

法第14条第2号：開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

【具体例】

次に掲げるもののうち、開示請求者以外の個人に関する情報は開示しない。

- 1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等
- 2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- 3) 健康診断・カウンセリングの記録
- 4) 懲戒処分関係情報（氏名、個人が特定できる懲戒内容等）
- 5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、定期試験の答案、レポート、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- 6) 入試等の試験成績
- 7) 学生指導関係文書
- 8) 反省文
- 9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ等）
- 10) 公表前の卒業論文、修士論文、博士論文

ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

- 11) 研究者総覧は開示する。
- 12) 叙勲・褒章受章者名簿は開示する。
- 13) 一般に販売されている職員録等に記載されている職員情報は開示する。
- 14) 開示請求者の親族に関する情報（妻子の氏名、年齢等）は開示する。
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- 15) 医薬品の安全性に関する情報で、研究に携わった研究者の氏名を含む情報で公にすることが必要なものは開示する。
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 16) 文書に付された課長等の職名、氏名、印影等は開示する。（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）ただし、氏名を公にすることにより、この審査基準の3から5までに掲げる不開示情報を公にすることとなる場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合は開示しない。
- 17) 苦情相談に対する担当職員の対応内容は開示する。

3. 他の法人その他の団体等に関する情報

法第14条第3号：法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

- 1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ等は開示しない。
- ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 2) 企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないと条件が付されたものは開示しない。

4. 審議検討等情報

法第14条第4号：国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【具体例】

- 1) 学部等改組で現在検討中のもので教員就任予定者に関する資料は開示しない。
- 2) 人事選考（採用、昇任等）に関する個人の資料は開示しない。
- 3) 機種選定等に係る関連企業の従業員名を含む資料は開示しない。

5. 事務又は事業支障情報

法第14条第5号：国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

【具体例】

- 1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病理性等の強い物質の受払い、保管に関する情報は開示しない。
 - 2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ情報は開示しない。
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- 3) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者及び採点者の氏名は開示しない。
 - 4) 現在検討中の入試制度改革関係資料は開示しない。
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- 5) 入札前の予定価格、積算内訳書は開示しない。
 - 6) 法人が当事者となっている訴訟に関する資料は開示しない。
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 7) 科学研究費補助金研究計画調書で採択前又は不採択のものは開示しない。
 - 8) 民間等との共同研究・受託研究申請書は開示しない。
 - 9) 各種研究助成金に関する申請書は開示しない。
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- 10) 人事異動原案は開示しない。
 - 11) 人事選考(採用、昇任等)関係資料は開示しない。
 - 12) 勤務評定関係資料は開示しない。
- ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【訂正請求】

法人の保有する個人情報について訂正請求があった場合において、理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正する。ただし、次に掲げるいずれかの場合には、訂正しない。

- 1) 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超えるとき。
- 2) 調査の結果判明した事実が、請求時点において記録されていた内容とも請求の内容とも異なるとき。なお、この場合において、利用目的等に照らし、判明した事実について訂正が必要であると法人が判断したときは、判明した事実について訂正する。
- 3) 訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実かどうか判明しないとき。なお、この場合においては、当該保有個人情報の内容が事実かどうか判明しない旨を法人において注記する。
- 4) 訂正請求に係る事項が、客観的事実でなく評価又は判断に係るものであるとき。

【利用停止請求】

法人の保有する個人情報について、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求があった場合において、理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止する。ただし、次に掲げるいずれかの場合には、利用停止しない。

- 1) 利用停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は利用停止又は消去しない。
- 2) 調査の結果、当該保有個人情報について、法第36条第1項第1号に規定する「適法に取得されたものでない」かどうか判明しないとき。

以上